

# 紀の海広域施設組合からのお知らせ

紀の海クリーンセンター（ごみ中間処理施設）は3月1日から供用開始します。

紀の海広域施設組合が平成24年8月から建設を進めて参りました紀の海クリーンセンターが所要の試運転を経てこの度、供用開始の運びとなりました。

当クリーンセンターは、一般廃棄物を処理することを目的に建設したごみ処理施設です。各家庭から出される燃やせるごみと可燃性粗大ごみ、事業系ごみにつきましても、家庭から排出される一般廃棄物と同様の紙くず、生ゴミ等は事業系一般廃棄物として受け入れします。

ただし、事業所等が事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める廃棄物は産業廃棄物に分類されますので当施設で受け入れできません。

1 紀の海クリーンセンターに搬入できる区域は、海南市、紀の川市及び紀美野町の区域において発生する可燃ごみ（古紙類を除く。）

## 2 受け入れできる廃棄物

**可燃ごみ** 生ごみ、紙くず、布類、草木類（直径20cm、長さ150cm以内）及び木製家具などの可燃性粗大ごみ

**資源ごみ** 海南市において発生する資源ごみは搬入いただけません。  
従来通り、海南市クリーンセンターへお願いします。

紀の海クリーンセンターへ直接搬入される場合は、各市町が発行しているごみ処理ガイド等をご参照のうえ、分別して搬入してください。

## 3 受け入れできない廃棄物

① 特定家庭用機器再商品化法に指定されている対象物

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機

② 資源の有効な利用の促進に関する法律に指定されている対象物

ノート型パソコン、デスク型パソコン

③ 農機具、バイク、バッテリー、自動車及びバイクのタイヤ

④ ガスボンベ及び消火器等の爆発物並びに危険物

⑤ 農薬容器、農業用ビニール

⑥ 重量物及び破砕が困難な堅牢なもの

⑦ 土砂及び瓦礫

⑧ 事業所等から排出される不燃性粗大ごみ

⑨ 産業廃棄物

⑩ 特別管理一般廃棄物として指定されている対象物

廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用した部品

医療機関等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿などの感染性病原体を含むまたは、おそれのあるもの

⑪ その他処理施設の機能に支障を来たすおそれがあるもの



4 直接搬入の受入日及び受入時間

月曜日から土曜日（祝日を含む。）の午前9時から午後4時まで  
（年始の1月1日から1月3日を除く。）

5 廃棄物処理手数料

- 家庭廃棄物 可燃ごみ 10kg当たり 50円
- 事業系一般廃棄物 可燃ごみ 10kg当たり 100円

6 施設見学

施設見学をご希望の方は、事前に紀の海クリーンセンター使用・見学許可申請書を提出してください。

**問い合わせ先** 紀の海広域施設組合 紀の海クリーンセンター

所在地 紀の川市桃山町最上1290番地94  
電話 0736-66-1813 FAX 0736-66-1790

- 構成市町担当課 海南市 環境課 電話 073-483-8456
- 紀の川市 廃棄物対策課 電話 0736-77-0828
- 紀美野町 住民課 電話 073-489-5903

